

屋外広告物のルールが変わりました！

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が、老朽化等により倒壊・落下する事故が発生しており、屋外広告物の安全性の確保が課題となっています。

平泉町では、このような状況を踏まえ、屋外広告物における一層の安全確保を図るため、屋外広告物条例及び同施行規則の一部を改正しました。

【主な改正のポイント】（令和3年4月1日施行）

○ 管理義務が明記されました

屋外広告物を表示する者（表示者）、屋外広告物を掲出する物件を設置する者（設置者）及び屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者（管理者）は、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の劣化及び損傷の状況を確認し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならないことが明記されました。

※全ての屋外広告物等の表示者、設置者及び管理者には、屋外広告物等の管理義務があります。

○ 点検が義務付けられました

屋外広告物等の表示者、設置者及び管理者に対して、屋外広告物等の点検が義務付けられました。許可の要・不要を問わず、下記のものを除く全ての屋外広告物等が点検の対象です。

【点検の対象から除外される屋外広告物等】

広告柱・広告スタンド、立看板、広告幕・のれん・バナー、はり紙、はり札、法令の規定によりこの条例の規定による点検に相当する措置を講じることとされているもの等

○ 資格を有する者等が点検する屋外広告物を決めました

資格を有する者等による点検が必要となる屋外広告物等	点検者に求められる資格等
高さが4mを超え、かつ、表示面積が10㎡を超える屋外広告物等（許可期間が6月以内とされるものを除く。）	① 建築士 ② 職業訓練指導員免許所持者（広告美術科に係るもの） ③ 屋外広告士 ④ 点検技能講習修了者

※令和6年3月31日までの間は自家用広告物については、資格を有する者等による点検を要する屋外広告物等の規模等に該当する場合であっても、従前のとおり資格を有する者等以外による点検が可能

○ 許可対象の屋外広告物等については点検結果の提出が義務付けられました

許可を受けて表示・設置する屋外広告物等については、許可期間更新申請時に申請前3月以内に実施した点検結果を記載した「安全点検報告書」の提出が義務付けられました。

※点検結果の提出は、令和3年4月1日以降に許可期間更新申請書が提出されるものから必要となりますが、令和3年7月14日までに許可期間が満了するものの申請については、現行制度による現況調査書の提出による申請が可能

○ 改正にかかるQ&A

Q：許可を受けて表示・設置している屋外広告物等の許可期間更新申請時の提出書類は変わるの？

A：屋外広告物等表示等許可期間更新申請書に添えて提出する書類が、屋外広告物等現況調査書から屋外広告物等安全点検報告書に変わります。また、資格を有する者等が点検をした場合、資格者証等の提出も必要になります。

Q：いつ点検すればいいの？

A：屋外広告物の表示者等には管理義務があります。点検頻度は表示者等の判断によりますが、許可を受けて表示・設置している屋外広告物等については、許可期間更新申請時、申請前3月以内に点検を実施する必要があります。

Q：点検できる有資格者等を探したいのですが？

A：岩手県内であれば、下記の業界団体に相談していただくことができます。

岩手県屋外広告美術業協同組合 TEL：019-645-3140

○ 問い合わせ先

・屋外広告物条例、屋外広告物の許可に関する問い合わせ

【平泉町】建設水道課 TEL：0191-46-5569

・屋外広告業に関する問い合わせ

【岩手県】県土整備部 都市計画課 TEL：019-629-5891

※詳細な内容の確認や様式等のダウンロードについては、問い合わせ先のHPからできます。